

別表2 技術者資格区分（林道事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<ol style="list-style-type: none"> 1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、土木に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木、林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者 (3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木、林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者 (4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木、林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門の職務に従事した期間が32年以上ある者
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、土木に関する実務経験が通算2年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者 (2) 大学卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が1

8年以上ある者	<ol style="list-style-type: none"> (3) 専門学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者 (4) 高等学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者
---------	--

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者 (技師 A)	<ol style="list-style-type: none"> 1 技術士（森林土木部門）の登録を有する者 2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得後、土木部門に関する5年以上の実務経験を有する者 3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、土木部門に関する4年以上の実務経験を有する者 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木、林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後土木部門に関する18年以上の実務経験を有する者 (3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木、林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後土木部門に関する23年以上の実務経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中学校令による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有している者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門に関する28年以上の実務経験を有する者

熊本県公告第十八号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十條第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十四年一月十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 都市計画の種類
熊本都市計画下水道委員会公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六條第一項の規定による政治団体の設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十四年一月十六日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岡 本 早 治

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
秋吉ふじお政治研究会	秋 吉 不二雄	秋 吉 尚 美	菊池郡合志町栄2295-119	その他の政治団体
石井晃後援会	大 里 観 吾	中 嶋 恵 介	玉名郡南関町大字小原1877番地	その他の政治団体
上田数吉後援会	上 田 金 吾	北 川 勝 也	玉名郡南関町大字関下1550番地1	その他の政治団体
上村正勝後援会	小 嶋 日出章	石 坂 直 行	八代市出町6番17号	その他の政治団体
大塚基生後援会	池 田 三十四	松 岡 健 吾	本渡市下浦町1389-2	その他の政治団体
小早川宗弘後援会	小早川 宗 弘	小早川 志乃ぶ	八代市大村町356	その他の政治団体
立山秀喜後援会	立 山 秀 喜	森 武 美	玉名郡南関町細永586	その他の政治団体
大日本誠和会	曾 我 三 時	林 田 淳 一	菊池郡大津町引水856-10 大和一番館201号	その他の政治団体
津留幹郎君後援会	片 山 文 稔	吉 永 光 治	玉名郡南関町大字関東916番地3	その他の政治団体
中村公重後援会	江 口 朋 宏	山 本 登志男	水俣市昭和町2-2-14	その他の政治団体
20代の党	井 芹 文 義	井 芹 義 幸	熊本市良町2-11-7	その他の政治団体
野田毅先生党首就任祝賀会	浜 田 定 勝	奥 村 修 一	熊本市江越1丁目22番18号	第18条2-1項団体
松岡かずとし後援会	徳 永 賢 次	佐 藤 良 正	菊池郡泗水町大字福本1644番地の1	その他の政治団体
松岡とおる後援会	立 石 武 博	高 畠 茂 穂	熊本市細工町2-32	その他の政治団体
よしだ後援会	斎 藤 貴	吉 田 臣 一	水俣市袋735-6	その他の政治団体
渡邊力丸後援会	高 橋 達 也	中 村 幸 典	阿蘇郡一の宮町大字宮地4546番地2	その他の政治団体

熊本県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十四年一月十六日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岡本卓治

政治団体の名称	異動事項	新	旧
天草政治経済同友会	事務所の所在地	本渡市南新町9-38	本渡市東町8
石井晃後援会	会計責任者	阪田修身	中嶋 恵介
熊本県電工政治連盟	事務所の所在地	熊本市上水前寺2-16-16	熊本市安政町4-16 電設会館3F
熊本県電工政治連盟	会計責任者	城戸 洋光	西橋 禎輔
市政を考える女性の会	事務所の所在地	菊池市隈府903	菊池市袈裟尾732-1
親和会	代表者	竹島 勇	岡川 忠臣
自由民主党菊陽町支部	事務所の所在地	菊池郡菊陽町津久礼3218	菊池郡菊陽町津久礼590
自由民主党熊本県傷痍軍人会支部	代表者	毛利 徳吉	沼 嘉悦
自由民主党熊本県第五選挙区支部	代表者	金子 恭之	矢上 雅義
自由民主党熊本県第四選挙区支部	事務所の所在地	宇土市松原町25-10 三和ビル	宇土市松原町25-10
自由民主党熊本内航海運支部	事務所の所在地	天草郡松島町大字合津無番地	宇土郡三角町大字三角浦1160-62
自由民主党熊本内航海運支部	代表者	田崎 久光	千原 一好
園田耕輔後援会	会計責任者	田村 伸二	松山 典央
園田博之後援会	事務所の所在地	本渡市南新町9-38	本渡市東町8
園田博之事務所	事務所の所在地	本渡市南新町9-38	本渡市東町8
前畑淳治後援会	代表者	瀬戸 和善	釜井 昊

熊本県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十四年一月十六日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岡本卓治

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
サン・アカデミー	天草郡大矢野町大字登立8788	平成13 / 11 / 01
自由党熊本県第5総支部	八代市川田町東34-8 アシスト21内	平成13 / 10 / 31
自由連合熊本県支部	球磨郡湯前町55-1	平成13 / 11 / 30
自由連合熊本第5選挙区総支部	球磨郡湯前町55-1	平成13 / 11 / 30
無所属の会熊本県支部	人吉市西間上町2502-1	平成13 / 12 / 12
依田智治後援会	菊池郡西合志町野々島5677-79	平成13 / 11 / 25
大塚基生後援会	本渡市下浦町1389-2	平成13 / 10 / 31

熊本県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十四年一月十六日

熊本県選挙管理委員会

委員長 佐々木 浩

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
秋吉 不二雄	町 村 長	秋吉ふじお政治研究会	菊池郡合志町栄2295-119	秋吉 不二雄
小早川 宗 弘	県 議	小早川宗弘後援会	八代市大村町356	小早川 宗 弘

熊本県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取り消しがあつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十四年一月十六日

熊本県選挙管理委員会

委員長 佐々木 浩

資金管理団体の取消をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
松 本 脩	町 村 議	芦北地方政経同志会	芦北郡芦北町大字芦北2760-1	松 本 脩

天草地区やさしいまちづくり推進協議会公告第一号

天草地区やさしいまちづくり推進協議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成十四年一月十六日

天草地区やさしいまちづくり推進協議会

一 開催日時

平成十四年一月十六日(水)

午後二時から午後三時三十分まで

二 開催場所

熊本県本渡市今釜新町三五三〇

熊本県天草総合庁舎会議棟 二階大会議室

三 議題

1 会長、副会長の選出

2 熊本県やさしいまちづくり推進計画の評価

3 熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画(仮称)素案

4 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、天草地区やさしいまちづくり推進協議会事務局の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができ

ます。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

六 問い合わせ先

熊本県本渡市今釜新町三五三〇

熊本県天草地区やさしいまちづくり推進協議会事務局(熊本県天草地域振興局保健福祉環境部総務企画課)

(電話〇九六九―二三一〇―一七二)

熊本県文化財保護審議会公告第一号

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年一月十六日

熊本県文化財保護審議会会長 堀内清治

一 開催日時

平成十四年一月二十四日(木)

午後二時から

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺公園二八の五一

熊本テルサ 会議室

三 議題

1 文化財の県指定等について

2 その他

四 傍聴者の定員

五人

五 傍聴手続

1 傍聴の手続は、会議開催十分前までに会議会場で受付を行うものとする。

2 定員を超えた場合には、抽選を行う。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県教育庁文化課

(電話〇九六一―三八三一―一一 内線六七二二)

有明海自動車航送船組合告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十二条において準用する同法第五十二条第一項の規定により、平成十四年一月十七日から平成十四年二月三日まで、有明海自動車航送船組合副管理者熊本県副知事黒田武一郎が有明海自動車航送船組合管理者の職務を代理する。

平成十四年一月十六日

有明海自動車航送船組合

管理者 長崎県知事 金子原二郎

平成十四年一月十六日
熊本県印刷所発行

正 誤

平成十三年十二月五日熊本県告示第九百二十号（保安林の指定に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

三	三	ページ	正
下	上	段	
三	二六	行	誤
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を		五二の一（次の図に示す部分に限る。）	
び関係書類を		五二の一	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を

印刷所
熊本市国府四丁目一〇一
株式会社 秀巧社
電話代 〇九六―二八六―三三二
番社八



古紙配合率100%